

水質汚濁防止法第5条第3項の規定に基づく特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置の届出について

<p>1 届出の必要な場合</p>	<p>工場又は事業場に有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」という。）を設置しようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定施設については「水質汚濁防止法施行令別表第1」を参照してください。 ○ 有害物質については「水質汚濁防止法施行令第2条」を参照してください。
<p>2 届出を行う者</p>	<p>工場又は事業場に有害物質使用特定施設等を設置しようとする者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の場合には、原則として、本社の住所・代表者の氏名を記入してください。
<p>3 届出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出書（様式第1参照） ②有害物質使用特定施設等の構造（別紙12参照） ③有害物質使用特定施設等の設備（別紙13参照） ④有害物質使用特定施設等の使用の方法（別紙14参照） <ul style="list-style-type: none"> ○ 原材料の種類、使用の方法及び1日当たりの使用量の欄には、主に使用する原材料を記入してください（ただし、<u>水質汚濁防止法施行令第2条に規定される有害物質が含まれる原材料については、使用量が少量であっても、全て記入してください。</u>）。 ⑤用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）（別紙15参照） ⑥有害物質使用特定施設等の構造図（別添1） <ul style="list-style-type: none"> ○ 仕様書、カタログ等を添付してください。 ⑦有害物質使用特定施設等の配置図（別添2） <ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質使用特定施設等及びこれに関連する主要機械又は主要装置並びに設備の配置を記載している全ての階の平面図を添付してください。 ⑧操業系統図（別添3） <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造及び作業工程の系統図を添付してください。 ⑨用水及び排水の系統図 <ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質使用特定施設を設置する場合に添付してください。 ○ 用水及び排水系統の平面図を添付してください（別添3）。 ○ 用水及び排水系統の立面図を添付してください（別添4）（特定施設が複数階に設置されている場合のみ。）。 ⑩搬入及び搬出の系統図 <ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質貯蔵指定施設を設置する場合に添付してください。 <p>その他、必要に応じて、以下の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑪付近見取図（別添5） ⑫排水処理施設の系統図（別添6） <ul style="list-style-type: none"> ○ 排水処理施設がある場合は、仕様書、カタログ等を添付してください。
<p>4 届出部数</p>	<p>3部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1部は、審査完了後に返却します。
<p>5 届出期限</p>	<p>有害物質使用特定施設等の設置工事着手日の60日前まで。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 届出日及び設置工事着手日は算入しません。

6 罰則	届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、罰則の適用を受けることがあります。
7 提出先及び問合せ先	<p>○ 工場又は事業場の所在地が<u>北区、上京区、左京区、中京区、右京区</u>の場合 <u>京都市環境政策局環境企画部北部環境共生センター</u> 〔京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階〕 TEL：075-701-9800 FAX：075-701-9810</p> <p>○ 工場又は事業場の所在地が<u>東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区</u>の場合 <u>京都市環境政策局環境企画部南部環境共生センター</u> 〔京都市南区西九条森本町62-1〕 TEL：075-671-0511 FAX：075-671-0322</p>
8 備考	<p>○ 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する場合（雨水を含む）には、「水質汚濁防止法第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の届出について」を参照してください。</p> <p>○ 有害物質使用特定施設等を設置している者は、「施設の床面及び周囲」、「施設に付帯する配管等」、「施設に付帯する排水溝等」、「地下貯蔵施設」について有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備又は使用の方法に関する基準を遵守する必要があります。</p> <p>構造等の基準については、「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について」を参照してください。</p>

水質汚濁防止法特定施設一覧表(施行令第1条 別表第1)

番号	名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設 (豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設 (牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設 (馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゆう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設

18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	削除（平成29年8月16日施行）
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設

28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設

41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加流施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設

63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。）、又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキシド又は一・四-ジオキサンとの混合施設（前各号に該当する物を除く。）
66の3	旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、つぎに掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の6	飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1、500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場（卸売市場法第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1、000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるこれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸りゅう施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

水質汚濁防止法施行令

第二条 法第二条第二項第一号 の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二—ジクロロエタン
- 十四 一・一—ジクロロエチレン
- 十五 一・二—ジクロロエチレン
- 十六 一・一・一—トリクロロエタン
- 十七 一・一・二—トリクロロエタン
- 十八 一・三—ジクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- 二十 二—クロロ—四・六—ビス（エチルアミノ）—s—トリアジン（別名シマジン）
- 二十一 S—四—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふつ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 二十七 塩化ビニルモノマー
- 二十八 一・四—ジオキサン

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について

※A、B各基準内の何れかの区分を満たしていれば、適合していることになります。ただし、要件等の①②③④、点検項目等の①②③は全て適合することが必要です。

対象 箇所	構造等基準等			定期点検	
	基準	区分	要件等	点検項目等	頻度
床 面 及 び 周 圍	A	1	①床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造であること ②床面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること ③防液堤等が設置されていること	①床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②防液堤等のひび割れその他の異常の有無	①1回/年以上 ②1回/年以上
		2	上記1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数
		3	床の下の構造が、床面からの漏えいを目視により容易に確認できるもの	床の下への漏えいの有無	1回/月以上
	B	1	①施設本体が床面に接して設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がA基準の1の①・②に適合しない場合は、施設本体の下部以外の床面及び周囲はA基準に適合すること ②施設本体からの漏えい等を確認するための検知装置が適切に配置されていること又はこれと同等以上の措置が講じられていること	①床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②防液堤等のひび割れその他の異常の有無	①1回/年以上 ②1回/年以上
	2	施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1の①・②に適合しない場合は、施設本体の下部以外の床面及び周囲はA基準に適合すること			
施 設 本 体	A			①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ②施設本体からの漏えいの有無	①1回/年以上 ②1回/年以上
	B			①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ②施設本体からの漏えいの有無	①1回/年以上 ②1回/月以上 (例外1:適切な回数)
配 管 等 (地 上 設 置)	A	1	①漏えいの防止に必要な強度を有すること ②容易に劣化するおそれのないものであること ③外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること(腐食するおそれのないものである場合は、この限りでない)	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無	①1回/年以上 ②1回/年以上
		2	漏えいを目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること		
	B	1	漏えいを目視で確認できるように設置されていること	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無	①1回/6月以上 ②1回/6月以上
配 管 等 (地 下 設 置)	A	1	(配管等をトレンチ内に設置している場合) ①トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によること ②トレンチの底面の表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	①1回/年以上 ②1回/年以上 ③1回/年以上
		2	(配管等をトレンチ外に設置している場合) ①漏えい防止に必要な強度を有すること ②容易に劣化するおそれのないものであること ③外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること(腐食するおそれのないものである場合は、この限りでない)	配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無	1回/年以上 (例外2:1回/3年) (例外3:適切な回数)
		3	上記1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数
	B	1	トレンチの中に設置されていること	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	①1回/6月以上 ②1回/6月以上 ③1回/6月以上
		2	配管等からの漏えい等を検知する装置又は有害物質を含む水の流量変動を計測する装置の適切な配置等、漏えい等を確認できる措置が講じられていること	配管等からの漏えい等の有無	1回/月以上又は有害物質の濃度測定実施により1回/3月以上
		3	上記1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数

対象 箇所	構造基準等		定期点検		
	基準	区分	要件等	点検項目等	頻度
排水溝等	A	1	① 地下への浸透の防止に必要な強度を有すること ② 容易に劣化するおそれのないものであること ③ 表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/年以上 (例外4:1回/3年)
		2	上記1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数
	B	1	排水溝等からの地下への浸透を検知する装置又は有害物質を含む水の流量変動を計測する装置の適切な配置等、地下への浸透を確認できる措置が講じられていること	① 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ② 排水溝等からの地下への浸透の有無	① 1回/6月以上 ② 1回/月以上又は有害物質の濃度測定実施により1回/3月以上
		2	上記1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数
地下貯蔵施設	A	1	① タンク室内に設置されていること、二重殻構造であること等、漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること ② 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること（腐食するおそれのないものである場合は、この限りでない） ③ 貯蔵施設内部の水量を表示する装置の設置等、有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無	1回/年以上 (例外5:1回/3年) (例外6:適切な回数)
		2	上記1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数
	B	1	① 貯蔵施設内部の水量を表示する装置の設置等、有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ② 貯蔵施設からの漏えい等を検知する装置、有害物質を含む水の流量変動を計測する装置の適切な配置等、漏えい等を確認できる措置が講じられていること	貯蔵施設からの漏えい等の有無	1回/月以上又は有害物質の濃度測定実施により1回/3月以上
		2	① 貯蔵施設内部の水量を表示する装置の設置等、有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ② 貯蔵施設の内部にコーティングが行われていること	貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無	1回/年以上 (例外6:適切な回数)
		3	上記1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数
	等に係る使用の特定施設	A・B	1	① 有害物質を含む水の受入れ、移替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下浸透しない方法で行うこと ② 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講じること ③ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること ④ 上記 ① ～ ③ に掲げる使用の方法、点検の方法及び回数等を定めた管理要領が明確に定められていること	管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出、地下への浸透の有無

例外1：目視又は漏えい装置等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合

例外2：消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合

例外3：配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合

例外4：排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合

例外5：消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合

例外6：地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合

記入例

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設 ~~(有害物質貯蔵指定施設)~~ 設置 ~~(使用、変更)~~ 届出書

二重線で削除してください。

令和〇年〇月〇日

(あて先) 京 都 市 長

自宅住所又は、法人の場合は登記に記載された本社住所を記入してください。

届出者住所 〇〇府〇〇市〇〇町〇〇

名 称 株式会社 京都

本届出の担当者職氏名及び連絡先電話番号を記入してください。

フリガナ 代表取締役 京都 太郎

担当者職氏名 技術課 京都 次郎

二重線で削除してください。

電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

水質汚濁防止法第5条 ~~第1項、第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条)~~ の規定により、特定施設 ~~(有害物質貯蔵指定施設)~~ について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社 京都 御池工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。	
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

第5条第3項の届出では、裏面に記入欄があります。

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~の構造

設置場所（平面図等）の施設
番号と合致させてください。

工場又は事業場における施設番号	No. 1	No. 2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66 電気めっき施設)	有害物質使用特定施設 (63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設)
型式	△△社製△△型	□□社製□□型
構造	鉄鋼製塩化ビニルライニング (別添1「有害物質使用特定施設の構造図」参照)	SUS製
主要寸法	(別添1「有害物質使用特定施設の構造図」参照)	(別添1「有害物質使用特定施設の構造図」参照)
能力	金属部品 1000個/日	110 m ³ /min
配置	(別添2「有害物質使用特定施設等の配置図」参照)	(別添2「有害物質使用特定施設等の配置図」参照)
床面及び周囲	床面：厚さ150mmコンクリート (モルタル・FRPライニング仕上げ) 周囲：側溝を設置 (厚さ150mmコンクリート、幅0.5m×深さ0.3m×全長15m)	床面：厚さ100mmコンクリート (モルタル仕上げ) 周囲：防液堤を設置 (縦：3m×横3m×高さ0.3m、容量2.7m ³)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	令和〇年 〇月 〇日
工事完成予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	令和〇年 〇月 〇日
使用開始予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	令和〇年 〇月 〇日
その他参考となるべき事項		

設置届の場合は記入
しないでください。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する
主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~の設備

設置場所（平面図等）の施設番号と合致させてください。

有害物質を含む水が流れる排水溝等は全て記入してください

No. 1

No. 2

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66 電気めっき施設)	有害物質使用特定施設 (63ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設)
設備	側溝：特定施設下～排水ます 排水ポンプ 排水管：排水ポンプ～排水処理施設	排水ます 排水管： 排水ます～合流点 特定施設～合流点～排水処理施設
構造	側溝：コンクリート（厚さ150mm） 排水ます：コンクリート（厚さ150mm） 排水ポンプ：ステンレス製 排水管：塩化ビニル製	排水ます：コンクリート（厚さ100mm） 排水管：塩化ビニル製
主要寸法	側溝：幅0.5m×深さ0.3m×全長15m 排水ます：縦1m×横1.5m×深さ0.5m 排水ポンプ：0.2m×0.2m×0.45m 排水管：直径0.05m×全長5m	排水ます：0.2m×0.2m×0.2m 排水管：直径0.05m×全長20m
配置	（別添2「有害物質使用特定施設等の配置図」参照）	（別添2「有害物質使用特定施設等の配置図」参照）
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	令和〇年 〇月 〇日
工事完成予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	令和〇年 〇月 〇日
使用開始予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	令和〇年 〇月 〇日
その他参考となるべき事項	<p>地下に設置されている場合は、その旨を明記してください。</p> <p>特定施設から外部に汚水が出ない構造の場合（例：クローズドタイプのドライクリーニング施設等）は、「特定施設が密閉式であり、有害物質を含む水が外部に出ないため、設備等はない。」等の理由を記載してください。また、この場合、設備の欄は記入不要です。</p>	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

【補足】

「設備」：施設に付帯する設備を記入

（例）配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備）

排水溝等（排水溝、排水管、排水ます、排水ポンプ）

※地下配管については、トレンチを設置している場合は構造を記入してください。

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法

設置場所(平面図等)の施設番号と合致させてください。

工場又は事業場における施設番号	No. 1	No. 2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66 電気めつき施設)	有害物質使用特定施設 (63 ^ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設)
設置場所	(別添2「有害物質使用特定施設等の配置図」参照)	(別添2「有害物質使用特定施設等の配置図」参照)
操業の系統	(別添3「操業系統図」参照)	(別添3「操業系統図」参照)
使用時間間隔	8:30~18:00	8:30~18:00
1日当たりの使用時間	8時間	8時間
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	無水クロム酸(3kg/日)	洗浄水(六価クロム化合物を含む:1m ³ /日)
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	水濁法施行令第2条に規定される有害物質が含まれる原材料については、使用量に関わらず、 全て 記入してください。	
その他参考となるべき事項	濃厚廃液は産廃廃棄物処理業者(株)〇〇産業)に委託して処理	

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

検査機関の洗浄施設等において、器具等の1次・2次洗浄水を、廃液処理業者に委託処理する場合は、「1・2次洗浄水は廃液処理業者に処理を委託し、3次洗浄水以降を流す。」等の処理方法を記入してください。

用水及び排水の系統 ~~(搬入及び搬出の系統)~~

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統(有害物質使用特定施設の場合に限る。)又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)</p>	<p style="text-align: center;">(別添3「用水及び排水の系統図」)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="color: red; text-align: center;">有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、「貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統図」を添付してください。</p> </div>		
<p>用途別用水使用量</p>	<p style="text-align: center;">用 途</p>	<p style="text-align: center;">使 用 水</p>	<p style="text-align: center;">用水使用量(m³/日)</p>
	<p style="text-align: center;">めっき等工程</p>	<p style="text-align: center;">上水道</p>	<p style="text-align: center;">30m³/日</p>
	<p style="text-align: center;">生活用水</p>	<p style="text-align: center;">上水道</p>	<p style="text-align: center;">5m³/日</p>
	<p style="text-align: center;">廃ガス洗浄用水</p>	<p style="text-align: center;">上水道</p>	<p style="text-align: center;">1m³/日</p>
			<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="color: red; text-align: center;">用水使用量は、通常の使用量を記入してください。</p> </div>

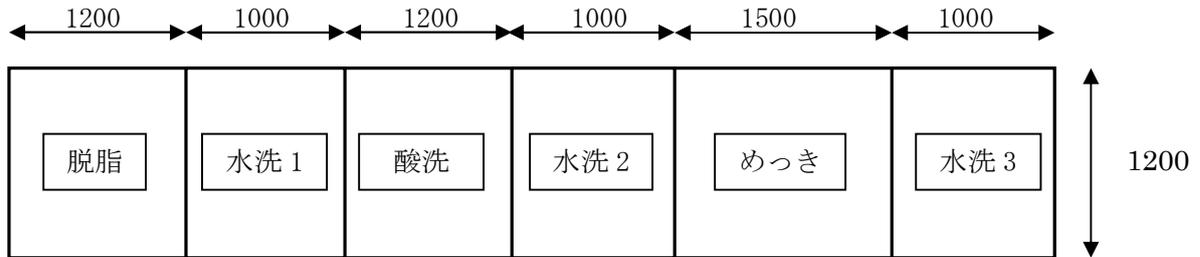
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

【有害物質使用特定施設の構造図】

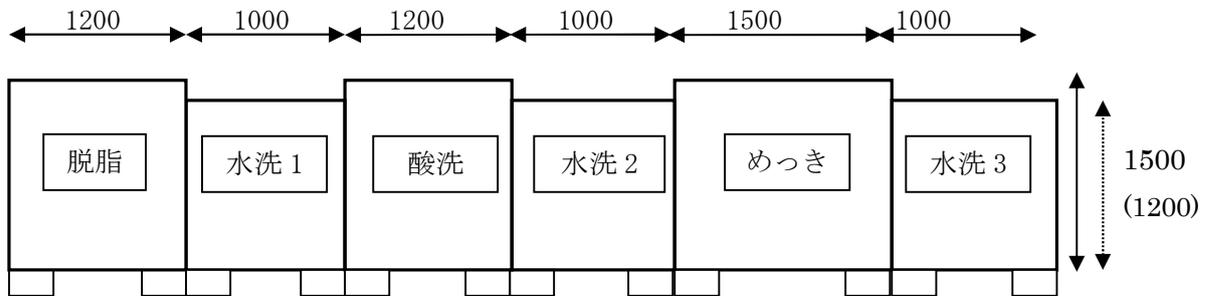
①No. 1 (66 電気めっき施設) (単位 mm)

構造：鉄鋼製 (内部 塩化ビニルライニング)

〈平面図〉



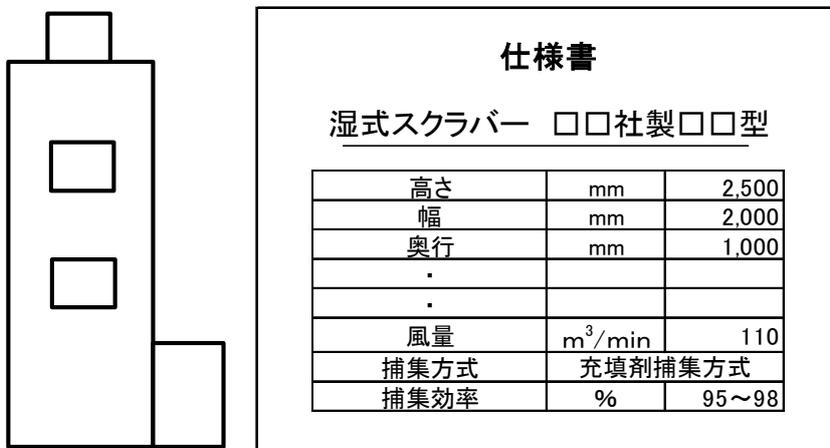
〈立面図〉



*床面に架台 (100mm) 設置のうえ、各槽を設置

※ 主要寸法を記載した特定施設の構造概要図 (カタログ、設計書等の写しでも可)

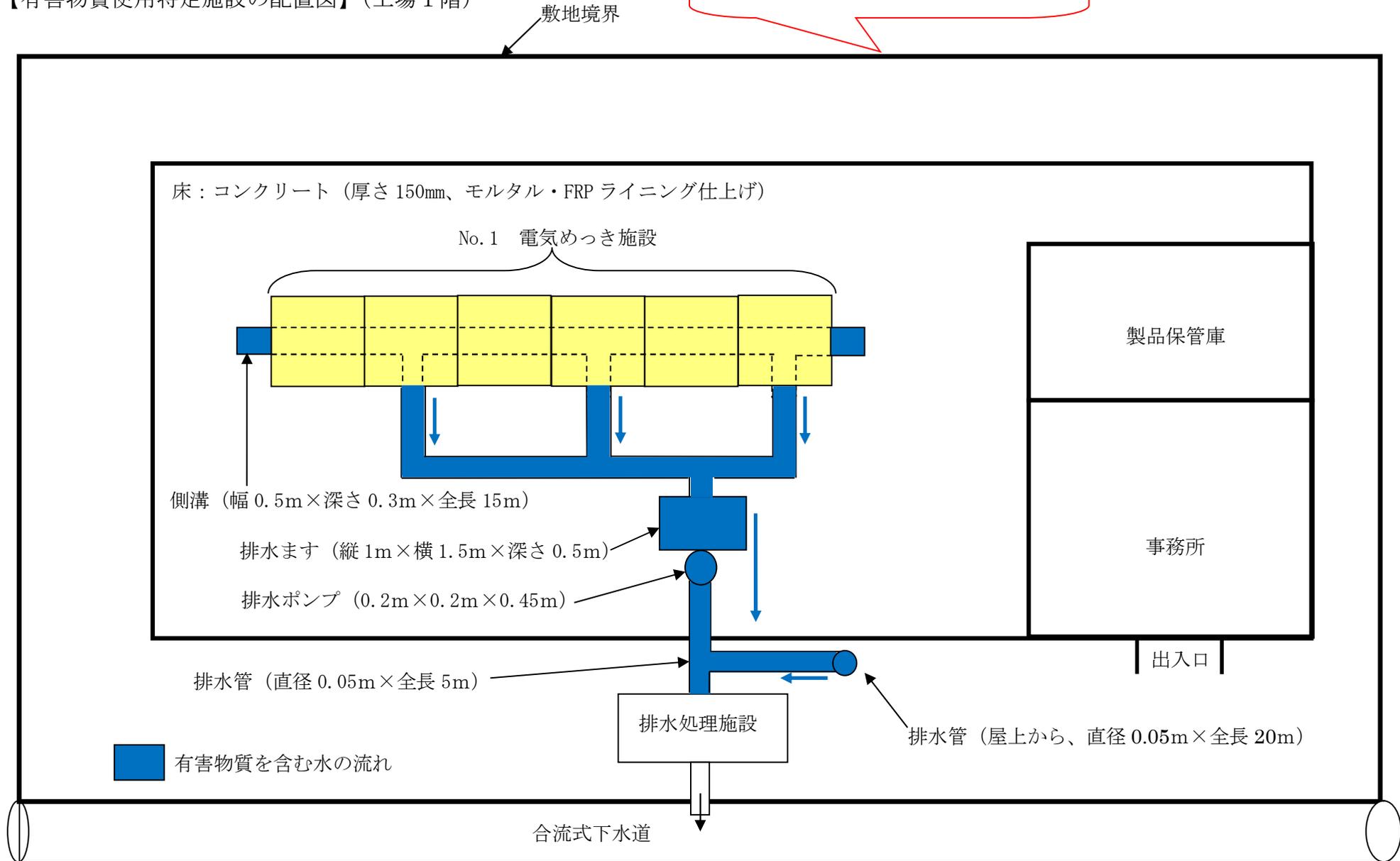
②No. 2 (63ホ 廃ガス洗浄施設) (単位 mm)



※本体の大きさ (容量・寸法等) 及び構造 (材質等) が分かる資料
 ※施設本体の設置状況が分かる資料 (床面直置き or 架台あり等)

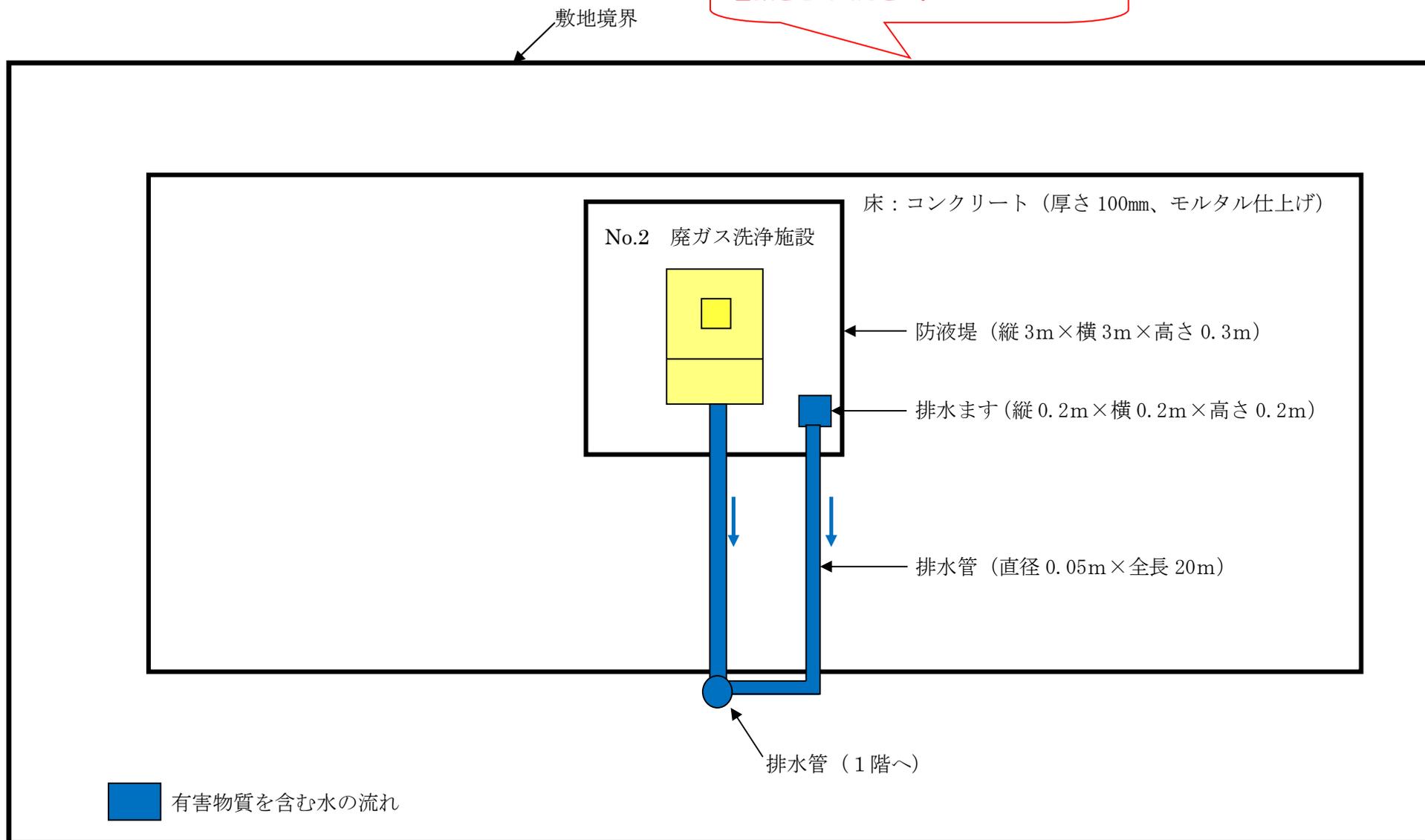
別紙 12 及び 13 に記入している内容と合致させてください。

【有害物質使用特定施設の配置図】（工場 1 階）



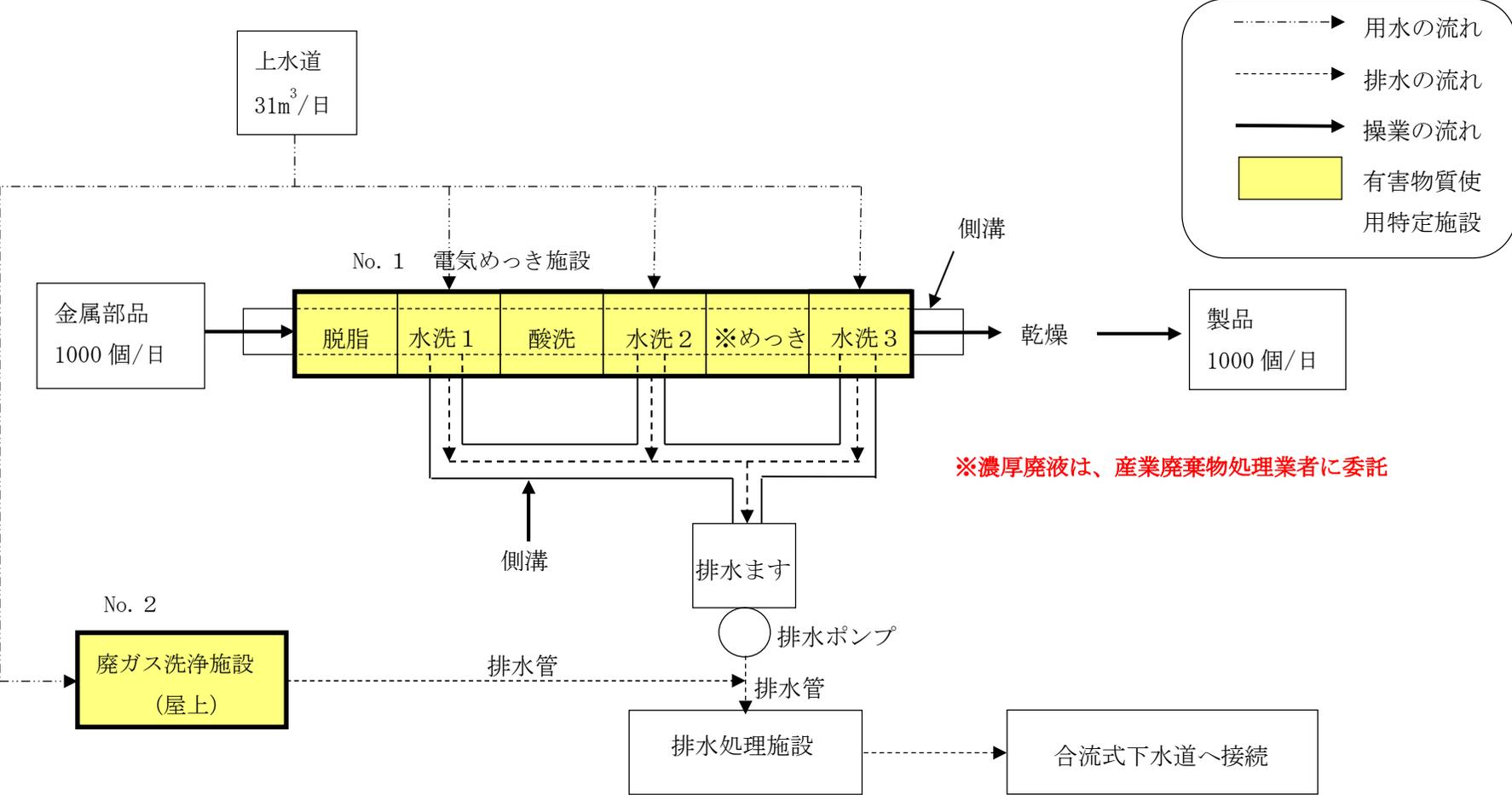
【有害物質使用特定施設の配置図】（工場屋上）

別紙 12 及び 13 に記入している内容と合致させてください。



【作業の系統図】

【用水及び排水の系統図（平面図）】

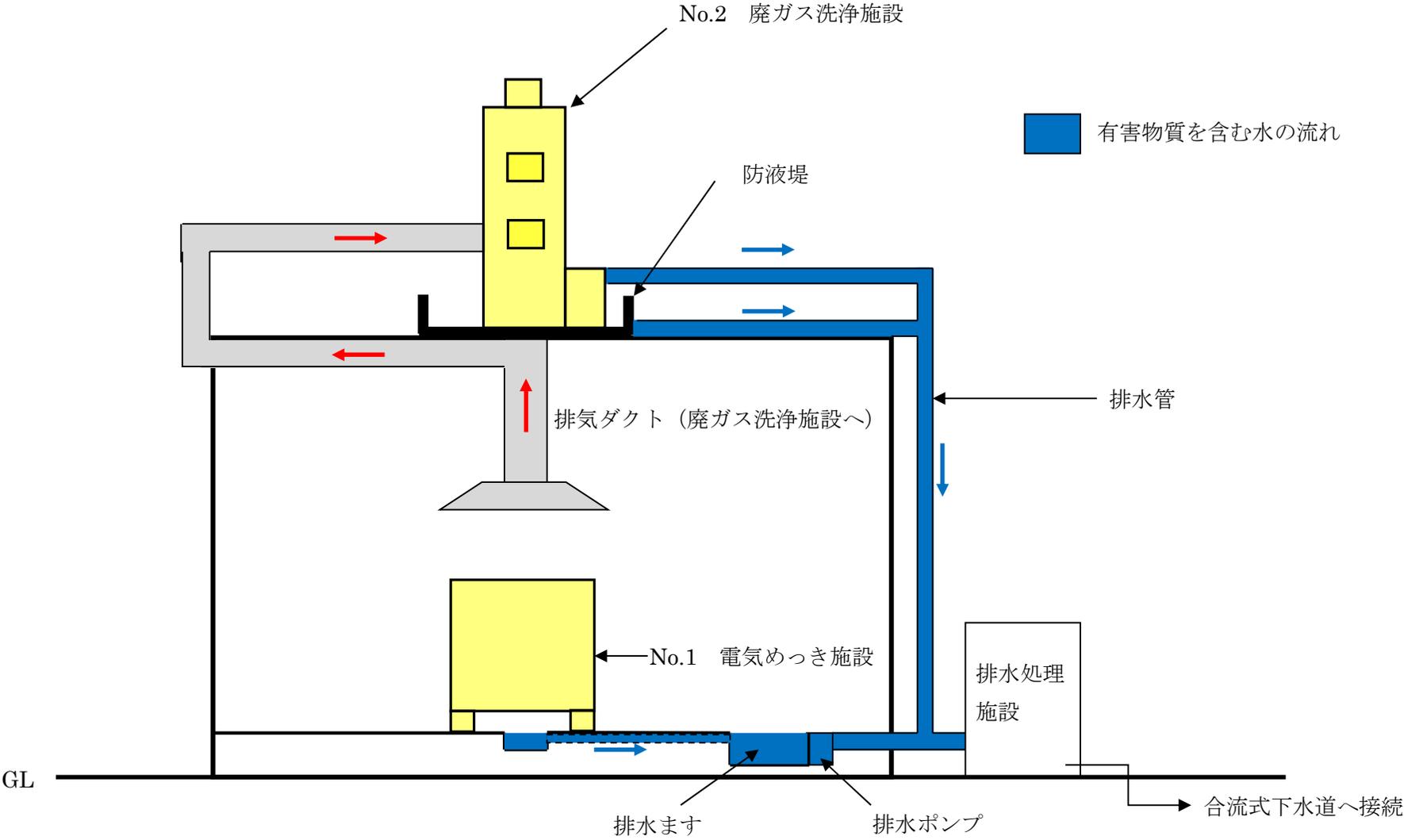


凡例

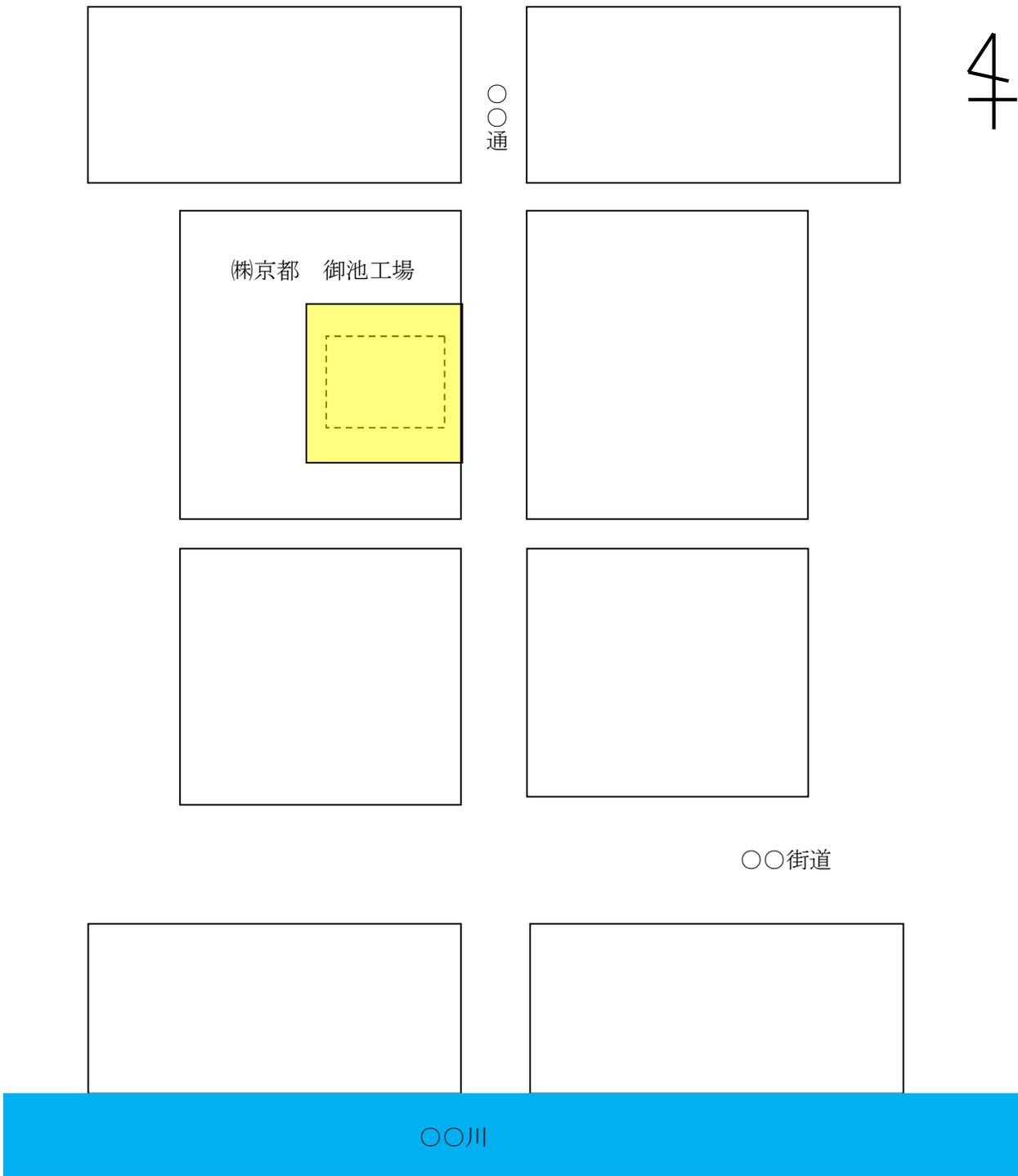
- > 用水の流れ
- > 排水の流れ
- > 作業の流れ
- 有害物質使用特定施設

※濃厚廃液は、産業廃棄物処理業者に委託

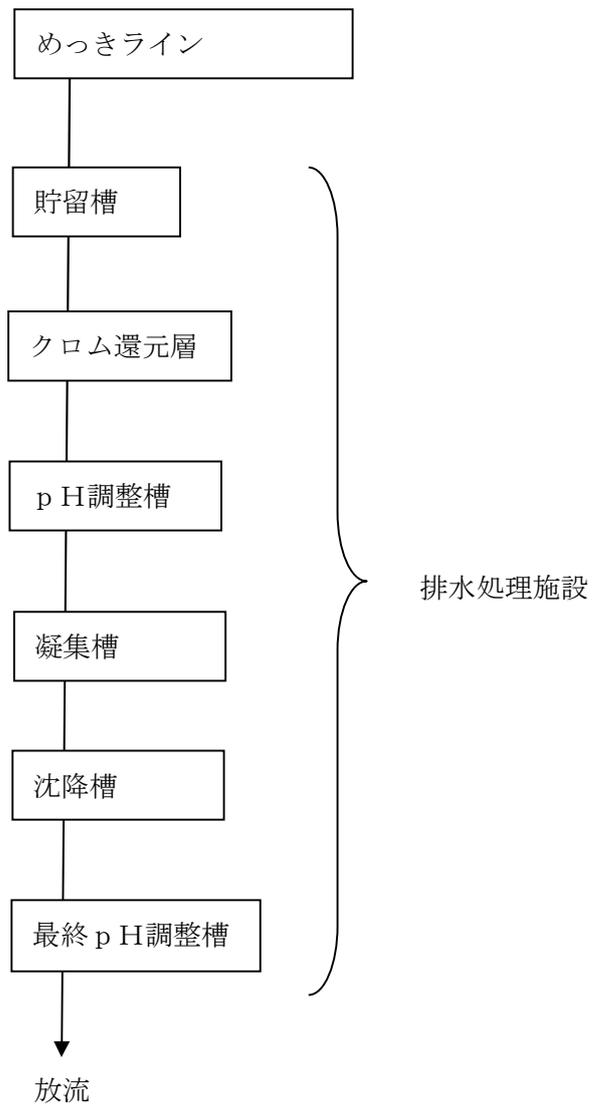
【用水及び排水系統図】（立面図）



【付近見取図】



【排水処理施設の系統図】



水質汚濁防止法に基づく特定施設の 設置に係る届出のフロー図

